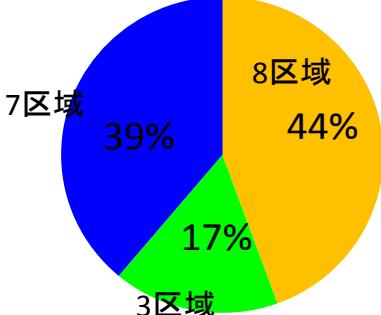
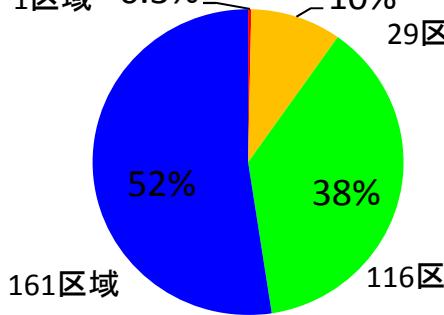


## 【急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設】

(所管課:砂防課)

施設の現況	点検・補修等の実施状況	維持管理に係る課題																																										
<p>■急傾斜地崩壊防止施設整備の歴史は浅く、昭和44年の法律制定直後の昭和45年から事業に着手し、以降は年平均8区域程度が完成している。</p> <p>■各防止施設数(区域数)</p> <p>○急傾斜地崩壊危険区域総数307区域、地すべり防止区域総数18区域</p> <p>■最新点検結果(H26.3時点)</p> <p>地すべり</p>  <p>急傾斜</p>  <p>■点検結果に基づく災害発生の危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ランクI:優先対策(施設の倒壊や第三者被害のおそれがある等、緊急の対策が必要な箇所)</li> <li>■ ランクII:要対策(損傷を放置すれば致命的な状態に進行するおそれのある箇所)</li> <li>■ ランクIII:経過観測(損傷が小規模で緊急性は低いが、進行状況等を継続して点検・監視する箇所)</li> <li>■ ランクIV:対策なし(損傷のない箇所)</li> </ul>	<p>■計画</p> <p>○H25:「京都府土砂災害対策中長期計画」策定       <ul style="list-style-type: none"> <li>・残された多くの土砂災害危険箇所に対して、計画的に事業展開を図るため、災害発生の危険度や災害発生時の影響度から優先度評価を行い、H31年度までに整備に着手する箇所を選定した</li> </ul> </p> <p>○H26:「京都府砂防関係施設長寿命化基本計画」策定       <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度に実施した緊急総点検結果(損傷度等)を用いた管理水準の設定や優先度評価、中長期の計画期間など点検計画を含めた計画的な補修・改築計画を策定するための基本的な考え方をまとめた</li> </ul> </p> <p>■点検</p> <p>○H25:急傾斜地崩壊防止施設の緊急総点検を実施       <ul style="list-style-type: none"> <li>・笛子トンネルの事故を契機として、「国民の命を守る」観点から、擁壁工、法枠工、アンカー工等の老朽化の状況を把握するため実施</li> <li>・設置年度、諸元、点検手法、損傷箇所・程度、保全対象等の把握</li> </ul> </p> <p>○H26:砂防関係施設点検要領(国土交通省)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後必要となる定期点検等を的確に実施し、施設の長寿命化に向けた予防保全型管理を実施していくための点検方法(対象施設と部位・種類・実施体制・時期・方法・施設機能と必要な性能・点検項目)や健全度評価の考え方(施設の健全度・部位の変状レベル)を策定</li> </ul> </p> <p>■補修</p> <p>○京都府砂防関係施設長寿命化基本計画に基づく優先度評価(「損傷度」「災害発生時の影響度」から評価)から選定された箇所の補修・改築を実施       <ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷度(災害発生の危険度)からランクI(緊急に対策が必要)、ランクII(放置すれば致命的な状態に進行)、ランクIII(損傷の進行状況を監視)、ランクIV(損傷なし)に区分</li> <li>・災害発生時の影響度は、保全対象家屋数、災害時要援護者施設、避難所等により配点し4段階にグレーピング</li> </ul> </p> <p>○補修等の状況</p> <p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>平均</th> </tr> <tr> <th>区域数</th> <td>34</td> <td>38</td> <td>48</td> <td>37</td> <td>30</td> <td>37</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補修等費用</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>点検費</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>経常費</td> <td>19</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>56</td> <td>65</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>70</td> <td>85</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>■データベース</p> <p>○H25:緊急総点検結果、損傷度をデータベース化</p>		H21	H22	H23	H24	H25	平均	区域数	34	38	48	37	30	37	補修等費用	0	0	0	0	7	1	点検費	2	5	7	14	13	8	経常費	19	14	22	56	65	35	計	21	19	29	70	85	45	<p>■適切な点検・補修による土砂災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊防止施設は人家裏の狭小な箇所や山腹の高所に設置されている施設が多く、また、地すべり防止施設は山奥の施設も多く一般からの情報による損傷の発見が困難であることから、点検手法や頻度を適切に定め、確実な点検が必要。</li> <li>・施設の損傷により十分に機能が発揮されない場合、人命に関わる被害が生じる可能性があることから、常に正常な状態に保つことが必要。</li> <li>・アンカーの経年劣化による耐力低下の判断や地すべり防止施設の地下排水管の破断・目詰まり等、専門的技術及び調査が必要。</li> <li>・劣化予測方法が確立されていないため、長期的なコストの見通しが立てにくく、点検をこまめに実施するとともに、損傷発見後は速やかな補修が必要。</li> </ul> <p>■土砂災害対策事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も施設整備が必要な箇所が約1,100箇所と多く残っており、新規建設予算の確保が課題。</li> </ul> <p>■データベースの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検、補修履歴が蓄積可能なデータベースの構築が必要。</li> </ul> <p>取組の方向性</p> <p>■個別施設計画(砂防関係施設長寿命化計画)の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府砂防関係施設長寿命化基本計画に基づき、補修・改築等の優先順位、対策費用、年次計画等を決定し、個別施設計画を策定するとともに、機動的な対応が可能となるよう予算確保に努める。</li> </ul> <p>■京都府砂防関係施設長寿命化点検要領の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の砂防関係施設点検要領(案)(H26.9)を踏まえ、健全度評価を再検証するとともに、各施設の特徴や重要度に応じた最適な点検頻度や方法等を決定し要領を策定する。</li> <li>・急傾斜地崩壊防止施設や地すべり防止施設は、職員による点検が困難な箇所が多く委託点検を活用し、施設の現状把握に努めるとともに、隣接住民との連携を図り、施設の損傷状況の把握や協働して維持管理を行う仕組みを構築する。</li> </ul> <p>■データベースの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化予測等により、長期的な予算の推計が困難であるため、点検をこまめに実施するとともに、損傷発見後、速やかに補修が実施できるようデータベースを構築し、基礎データの蓄積及び更新を徹底する。</li> </ul>
	H21	H22	H23	H24	H25	平均																																						
区域数	34	38	48	37	30	37																																						
補修等費用	0	0	0	0	7	1																																						
点検費	2	5	7	14	13	8																																						
経常費	19	14	22	56	65	35																																						
計	21	19	29	70	85	45																																						

資料

## ○擁壁工



・擁壁にクラック、漏水が発生

◇急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設  
○法面工

## ○集水井

◇地すべり防止施設維持補修状況  
○H24年度実施:小塩Ⅱ地区

・洗浄



## ○H25年度実施:間人地区

・地山の緩み(グラウンドアンカーの緩み)

・斜面の安定を図るため、法枠内に  
グラウンドアンカーを設置・斜面の安定を図るため、法枠内に  
鉄筋挿入工を設置

## ○H25年度実施:額田地区

・地山の緩み(擁壁工のクラック)

